適正な施工確保のための技術者制度検討会(第 15 回) 議事概要

〇日 時:平成29年2月28日(火)16:00~18:00

○場 所:中央合同庁舎2号館 第2会議室A・B

○出席者(五十音順、敬称略):

秋山哲一、遠藤和義、大森文彦、小澤一雅、木下誠也

<技術者の役割に応じた配置・専任要件の基本的枠組みの再検討に向けて>

- ・工事類型ごとの施工体制・技術者の職務等の調査について、以下のご指摘が あった。
 - ➤日常業務サイクルだけでなく、週定例、月定例の業務なども確認した方が 良い。
 - ➤建築の場合、工事監理を設計事務所が行う場合とゼネコンで行う場合で技 術者の仕事の仕方が違うと思うので、その辺りも確認した方が良い。
 - ➤下請が重層化している部分で技術者が重複して管理している部分とそうでない部分についてもよく見て欲しい。
- ・技術者に求められる役割・能力について、以下のご指摘があった。
 - ➤マネジメント能力という言葉が意味する範囲は、段取りをする能力、労務管理能力、対応力など幅広いため、もう少し分解して整理した方が良い。
 - ➤下請で優秀な人は、自分の仕事以外のことも目配りできるということがある。チームとして、協力して働くという観点があっても良い。
 - ▶教科書的には、QCDSEについてPDCAを回せる能力が求められる。 ただし、重層化の中で階層によって力点が違う。例えば、上層はコスト管 理で下層は出面管理、上層は作業計画で下層は実績管理など。この辺りが 見えてくると良い。
 - ▶施工計画と施工要領の違いはどれだけ明瞭にあるのか。元請の施工計画を 踏まえ下請が施工要領を作成するとあるが、下請の施工要領をベースに元 請が施工計画を作成するものもあるのではないか。施工計画とは何か、施 工要領とは何かを明確にすべき。
 - ➤不測の事態への対応に注目して整理すると良い。

<技術者の登録制度について>

- ・以下のご指摘があった。
 - ➤あくまで最終目標としては全ての技術者を対象とするべきではないか。そのうえで、最初から全てを対象とすることが現実的でないとすれば、段階的な手順を検討するという整理ではないか。
 - ➤登録者の死亡や引退等が反映されない制度は意味が無いので、登録後の更

新のしくみは必要ではないか。

- ➤毎年数十万人の更新事務が生じるとすれば、手続面の工夫が必要。
- ➤更新時の講習制度の必要性についての検討にあたっては、将来的な IT 技術 の進展等に対応した技術研鑽等の展開も考慮しておくべきではないか。
- ▶将来的には、技術者不足、技術者の流動化などにより、技術者がどこに何人くらいいるという情報が必要になってくるという観点からも、登録制度による技術者の把握の必要性はある。
- ▶不正行為等への処分など、技術者にとってのマイナス面のみならず、地位 や処遇の向上等につながるようなインセンティブを合わせて整備し、登録 意欲を高める工夫が必要ではないか。
- ▶海外の資格制度との相互認証などグローバルな視点も必要ではないか。
- ➤登録情報の公開については、必要性から議論した方がよいのではないか。
- ・これらの指摘を踏まえつつ、引き続き、検討を進めていくこととする。

<有資格者の配置推進に向けて>

- ・登録基幹技能者の主任技術者要件への認定については事務局の提案どおりで 了承。
- ・以下のご指摘があった。
 - ➤「認定基準(案)」については、認知度と普及の項目について、表現を精査する必要がある。また、認定後においても継続的に満たすべき基準であることが分かるように明記しておくべき。
 - ➤そもそもの技術者と技能者の位置づけについて、一度整理をしておくことが必要ではないか。

<技術検定制度の見直しについて>

・職業訓練を活用した実務経験年数の緩和については、事務局の提案どおりで了承。

以上